道路特定事業計画書【準特定経路】

経 路 名 -1 県民センター側川沿い(市道高島台第98号線 他)

事業区間きた通路西口広場~西鶴屋橋

道 路 延 長 170m

事業予定年度 平成19~20年度

【整備方針】

かながわ県民センター、神奈川歯科大学横浜クリニック方面へ至る経路で、歩道が階段(一部スロープ)であるため、車椅子などの通行が困難となっている。

そこで、川沿いの経路については、「段差・すりつけ勾配」や「視覚障害者誘導用ブロック」などの全面改修 を実施する。

【事業内容】

整備項目					事業量	箇所番号	備	考
歩行空間の確保								
	歩道の新設			m	-			
	歩道の拡幅			m	-			
道路構造の改修								
	全面改修		m	120	1			
	歩道の 部分改修	段差・すりつけ勾配の改修		箇所	1			
		横断勾配の改修		箇所	1			
		縦断勾配の改修		箇所	1			
		舗装材の改修		m²	1			
		排水施設の改修		箇所	1			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修								
	】 经移域型(/)1里编型(÷		新設	m	163	図示		
			改修	m	-			
	 交差点等の部分	新設	箇所	1	3			
	文在点もの即り	改修	箇所	2	2,4			
その他								
	車止めの改修				1	1		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者、首都高速道路株式会社と調整を図り実施

